

建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の許可方針

令和 7 年 4 月 1 日

岡崎市都市政策部建築指導課

仮設建築物は設置期間が短い（1 年または建替えに必要な期間である）為、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合、許可により一定の規定の適用除外が認められています。本方針は、岡崎市が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合の方針及び事務手続きについて定めます。

1 適用除外規定とその対応

（1）仮設建築物の適用除外規定

別紙 仮設建築物適用除外規定一覧チェックリスト（以後「チェックリスト（参考）」）を参照してください。

（2）規定別の対応について

適用除外とする場合の岡崎市が支障ないと認める方針を類型別に示します。（規定と類型の対応はチェックリスト（参考）をご覧ください。）ただし、下表の指針に関わらず、仮設建築物の設置期間、使用状況等に応じて、別途対策を求めることがあります。

類型	指針
A 耐久性・衛生関係	特段の代替策の必要はないものとします。
B 構造関係	「期限付き構造物の設計・施工マニュアル・同解説（日本建築学会）」の範囲内で外力等の低減又は構造の簡略化をすることができます。
C 耐火・防火区画関係	大規模または特殊建築物である仮設建築物であることを踏まえると、設置期間が短いという理由のみですべてを適用除外とし、安全上、防火上支障がないと特定行政庁が認めることは困難です。具体的な代替策を十分に検討した上で、特定行政庁と事前協議の上決定します。
D その他の単体規定	何らかの代替策を講じてください。ただし、次の項目は守ってください。 ・火気使用室は内装制限してください。 ・無窓居室は計画しないようにしてください。
E 集団規定（防火地域除く）	当該建築物の安全上、防火上及び衛生上の支障がなく、かつ周辺に影響を与えないと認められる場合は、特段の代替策の必要はないものとします。
F 集団規定（防火地域）	仮設建築物の配置及び当該敷地周辺の状況を勘案の上、事前協議の上、代替策の可否も含め決定します。

2 仮設許可申請事務手続き

① 事前協議

事前協議にあつては、必ずチェックリスト（参考）に①適用の有無、②適合の可否を記載した上で、それに対してどのような代替策とするか、協議してください。

② 本申請

事前協議が整った上で、本申請してください。